

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに三朝町監査委員条例（昭和 45 年条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年度定期監査を次のとおり実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

記

- 1 監査実施日 令和 4 年 1 1 月 8 日から 1 2 月 1 5 日のうち 1 2 日間
- 2 監査の報告 別紙のとおり

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

三朝町監査委員 岸 田 昌 樹

三朝町監査委員 山 口 博

令和4年度定期監査報告書

1 監査を実施した日

令和4年11月8日から12月15日までのうちの12日間

2 監査対象事項

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間における事務事業の執行状況のうち、

- (1) 令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算の執行状況について
- (2) 令和4年度の町税及びその他税外収入金の調定とその収納の状況について
- (3) 令和4年度の当初予算に掲げた主要課題への取り組み状況について
- (4) 令和4年度予算にかかる各種契約の状況について

3 監査の所見

(1) 一般会計の歳入歳出予算の執行状況

一般会計の歳入歳出予算の執行状況は、第1表のとおりである。

第1表 令和4年一般会計予算執行状況

(歳入)

(単位：千円)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の割合		備考
				予算対比(%)	調定対比(%)	
町 税	634,555	634,102	424,734	66.9	67.0	
地方譲与税及び 各種交付金等※	220,889	107,548	107,548	48.7	100.0	
地方交付税	2,420,159	1,680,436	1,680,436	69.4	100.0	
分担金及び負担金	13,126	1,157	394	3.0	34.1	
使用料及び手数料	232,644	33,542	20,097	8.6	59.9	
国・県支出金	1,662,500	106,540	87,604	5.3	82.2	
その他の収入	891,102	221,231	216,649	24.3	97.9	
町 債	1,747,571	0	0	-	-	
歳入合計	7,822,546	2,784,556	2,537,462	32.4	91.1	

※法人事業税交付金は令和2年度から。

(歳出)

(単位：千円)

区 分	予算現額	支出済額	予算対比(%)	備考
議 会 費	76,774	39,874	51.9	
総 務 費	906,110	289,347	31.9	
民 生 費	1,579,316	408,160	25.8	
衛 生 費	286,128	104,293	36.4	
農 林 水 産 業 費	734,366	112,740	15.4	
商 工 費	250,592	152,150	60.7	
土 木 費	436,098	59,299	13.6	
消 防 費	210,014	75,149	35.8	
教 育 費	1,672,078	126,394	7.6	
災 害 復 旧 費	552,556	89,266	16.2	
公 債 費	542,353	276,306	50.9	
諸 支 出 金	561,485	36,000	6.4	
予 備 費	14,676	0	-	
歳出合計	7,822,546	1,768,978	22.6	

ア. 一般会計の予算現額合計の変遷について、令和4年度9月末予算現額7,822,546千円(A)、令和4年度当初予算現額6,738,000千円(B)、令和3年度9月末予算現額6,774,193千円(C)、令和3年度当初予算現額5,550,000千円(D)となっている。

令和4年度9月末予算現額と令和4年度当初予算額を比較すると1,084,546千円増加し、比率では16%((A)/(B))増加している。

令和4年度9月末予算現額と令和3年度9月末予算現額を比較すると、令和4年9月末では1,048,353円増加し、比率では15.5%増加((A)/(C))している。

令和4年度9月末予算現額の増加要因は新たな小学校施設の新築工事(小学校施設整備事業)に伴う学校管理費が主なものとなっている。

イ. 歳入合計において、収入済額の予算に対する割合は、前年度より6.6ポイント、過去5年間の平均より10.8ポイント下回り、32.4%の執行率となっている。

前年度との収入済額の予算に対する割合は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、その他の収入で上回り、町税、地方譲与税及び各種交付金、国・県支出金、地方交付税で下回っている。特徴として町税では前年度より1.0ポイント減少し、66.9%となっている。町税収入済額の内訳は町民税99,074千円、固定資産税270,059千円、軽自動車税26,003千円、市町村たばこ税14,131千円、入湯税27,059千円となっている。

ウ. 歳出合計において、支出済額の予算に対する割合は、前年度より4.6ポイント、過去5年間の平均より8.4ポイント下回り、22.6%の執行率となっている。

前年度との支出済額の予算に対する割合は、総務費、商工費、土木費、災害復旧費等は上回り、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費等は下回っている。

歳出の主なものは、大型事業である小学校施設整備事業、住民ネットワーク光化事業(旧設備撤去工事)、三朝温泉誘客キャンペーン事業(新型コロナウイルス感染症対策)、町有償運送運行事業、町営住宅改修事業、防災基盤整備事業(消防施設)急傾斜地崩壊復旧事業(単町)等となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年引き続き中学生手作り訪仏事業の中止を始め、各種事業の中止・延期・縮小等が発生している。

(2) 各特別会計の予算の執行状況

各特別会計の予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 各特別会計予算執行状況

(単位：千円)

会計区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B) - (C)
		収入済額 (B)	予算対比 (%) (B)/(A)	支出済額 (C)	予算対比 (%) (C)/(A)	
国民健康保険	761,273	353,364	46.4	286,594	37.6	66,770
後期高齢者医療	100,580	31,207	31.0	32,185	32.0	△ 978
介護保険事業	1,280,242	604,113	47.2	416,479	32.5	187,634
簡易水道事業	71,294	8,902	12.5	18,945	26.6	△ 10,043
温泉配湯事業	15,600	11,628	74.5	4,974	31.9	6,654
下水道事業	416,723	75,039	18.0	130,034	31.2	△ 54,995
集落排水事業	105,300	9,979	9.5	46,034	43.7	△ 36,055
財 産 区	10,370	5,642	54.4	625	6.0	5,017
特別会計合計	2,761,382	1,099,874	39.8	935,870	33.9	164,004

ア. 国民健康保険事業において、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より0.3ポイント上回り46.4%、支出済額は4.1ポイント上回り37.6%となっている。

後期高齢者医療保険事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より0.4ポイント上回り31.0%、支出済額は増減なく32.0%となっている。

介護保険事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より3.7ポイント上回り47.2%、支出済額は3.0ポイント下回り32.5%となっている。

簡易水道事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より6.0ポイント下回り12.5%、支出済額は9.1ポイント下回り26.6%となっている。

温泉配湯事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より25.7ポイント上回り74.5%、支出済額は2.3ポイント上回り31.9%となっている。収入済額の執行率が高率なのは繰越金の処理によるものである。

下水道事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より5.4ポイント下回り18.0%、支出済額は1.7ポイント上回り31.2%となっている。

集落排水事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より1.4ポイント上回り9.5%、支出済額は5.9ポイント上回り43.7%となっている。

収入済額の執行率が低いのは、予算現額に占める割合が大きい繰入金、町債等の未執行によるものである。

簡易水道事業、温泉配湯事業、下水道事業、集落排水事業において、前年度からコンビニ収納システムが導入され住民への利便性の向上が図られている。

(3) 公営企業会計の予算の執行状況

公営企業会計の予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 公営企業会計予算執行状況（消費税を含む）

(単位：千円)

区分		収入			支出			収入支出 差引額
		予算現額	収入済額	予算対比 (%)	予算現額	支出済額	予算対比 (%)	
水道	収益的収支	120,000	58,931	49.1	129,664	51,958	40.1	6,973
	資本的収支	0	0	-	6,300	1,552	24.6	△ 1,552
国民 宿舎	収益的収支	5,183	1	0.0	80,357	29,302	36.5	△ 29,301
	資本的収支	381,000	36,000	9.4	327,000	0	0.0	36,000

ア. 企業会計は前期（上半期）の決算であり、水道事業の収益的収支について、事業収益は前年度より1,434千円増加し、事業費用は1,000千円減少している。収入支出差引額では6,973千円の経常利益となっている。

資本的収支の収入予算現額は前年度27,900千円で、今年度は0円となっている。資本的収支の支出予算額現額は前年度より26,500千円減少し6,300千円で、企業債償還として24.6%執行されている。なお、有収率は86.3%で前年度より16.4ポイント増加している。

イ. 国民宿舎事業にあつては、指定管理者の運営が1年間の延長となっている。収益的収支の収入について、営業外収益の1千円納付され全体の執行率は0%、収益的収支の支出は指定管理料、減価償却費等により執行率は36.5%となっている。

資本的収支の収入では出資金が9.4%執行され、同支出では、企業債償還金及び長期借入金償還は令和4年3月に完済済みであり、新たな起債等は発生していない。

公営企業会計を除く一般会計及び特別会計にあつては、過去5年間の予算の執行状況と比較すると、一般会計の歳入・歳出及び簡易水道事業の歳入の執行率がやや低い状況にあるものの、概ね通常水準の執行状況にあると言える。

(5) 町税等の収納状況

ア. 一般会計に属する町税の収納状況は、第4表のとおりである。

第4表 町税等の収納状況

(単位:千円)

税目別	予算現額	調定額	収入済額	予算に対する 収入率(%)	調定に対する 収入率(%)	備考 (前年徴収率)
町 民 税	200,087	202,136	99,074	49.5	49.0	48.4%
町民税(個人)	186,621	193,114	90,362	48.4	46.8	46.5%
現年度分	184,904	190,637	89,553	48.4	47.0	46.8%
滞納繰越分	1,717	2,477	809	47.1	32.7	27.5%
町民税(法人)	13,466	9,022	8,712	64.7	96.6	92.9%
現年度分	13,466	9,022	8,712	64.7	96.6	92.7%
滞納繰越分	0	0	0	-	-	-
固 定 資 産 税	350,447	375,615	270,058	77.1	71.9	71.4%
純固定資産税	342,534	367,702	262,145	76.5	71.3	70.7%
現年度分	339,840	351,489	260,888	76.8	74.2	77.5%
滞納繰越分	2,694	16,213	1,257	46.7	7.8	35.8%
国有資産等所在 市町村交付金	7,913	7,913	7,913	100.0	100.0	100.0%
軽自動車税	26,918	26,754	26,003	96.6	97.2	97.3%
種別割	25,192	25,853	25,102	99.6	97.1	95.1%
現年度分	25,124	25,655	25,036	99.6	97.6	-
滞納繰越分	68	198	66	97.1	33.3	-
軽自動車税 環境性能割	1,726	901	901	52.2	100.0	100.0%
市町村たばこ税	22,828	14,131	14,131	61.9	100.0	100.0%
入 湯 税	34,275	15,467	15,467	45.1	100.0	100.0%
合 計	634,555	634,103	424,733	66.9	67.0	66.0%

(ア) 町税全体の9月末の調定額に対する収入率は前年度より1.0ポイント増加し67.0%の収入率となっている。前年度の調定額と比較して軽自動車税は減額で、町民税、固定資産税、市町村たばこ税、入湯税は増額となっている。

入湯税について、令和3年度9月末調定額は11,683千円、令和4年度9月末調定額は15,467千円、前年度と比較すると3,784千円増額となっている。

(イ) 滞納繰越分の9月末の収入未済額合計は16,756千円（前年度38,387千円）となっており、前年度より21,631千円未納が減少している。

イ. 特別会計に属する税等の収納状況は、第5表のとおりである。

第5表 特別会計の税等の収納状況

(単位:千円)

税目別	予算現額	調定額	収入済額	予算に対する 収入率(%)	調定に対する 収入率(%)	備考 (前年徴収率)
国民健康保険税	115,980	124,771	63,065	54.4	50.5	48.4%
現年度分	111,680	113,239	59,879	53.6	52.9	51.8%
滞納繰越分	4,300	11,532	3,186	74.1	27.6	15.7%
介護保険料	187,840	190,801	96,512	51.4	50.6	50.1%
現年度分	187,340	188,687	95,802	51.1	50.8	50.4%
滞納繰越分	500	2,114	710	142.0	33.6	28.9%
後期高齢者医療 保 険 料	64,515	65,789	30,698	47.6	46.7	48.9%
現年度分	64,468	65,594	30,509	47.3	46.5	48.7%
滞納繰越分	47	195	189	402.1	96.9	84.0%

(ア) 特別会計の調定に対する収入率について、国民健康保険税は前年度より2.1ポイント増加し50.5%、介護保険料は0.5ポイント前年度より上回り50.6%、後期高齢者医療保険料は2.2ポイント前年度より下回り46.7%となっている。

(イ) 国民健康保険税滞納繰越分の調定額は前年度より541千円減少し、徴収率は前年度より11.9ポイント上がり27.6%となっている。介護保険料滞納繰越分の調定額は前年度より15千円減少し、徴収率は4.7ポイント上がり33.6%となっている。後期高齢者医療保険料滞納繰越分調定額は前年度より93千円減少し、徴収率は12.9ポイント上がり96.9%となっている。

前年度より滞納繰越分調定額はすべて減少しており、この姿勢のまま縮減に努めていただきたい。

(6) 使用料等の税外収入金の収納状況

税外収入金の収納状況は、第6表のとおりである。

第6表 税外収入金の収納状況

(単位：千円)

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算に対する 収入率 (C)/(A) %	調定に対する 収入率 (C)/(B) %	備 考 (前年度調 定に対する 収入率)
保育所保育料						
現年分	5,817	3,496	1,296	22.3	37.1	103.8%
滞納分	200	708	35	17.5	4.9	0.0%
学童クラブ保育料						
現年分	1,864	487	436	23.4	89.5	71.8%
滞納分	18	18	20	111.1	111.1	0.0%
公営住宅使用料						
現年分	17,174	17,174	7,189	41.9	41.9	41.0%
滞納分	123	123	96	78.0	78.0	56.2%
道路使用料	1,070	1,135	1,111	103.8	97.9	99.7%
簡易水道使用料						
現年分	18,003	8,932	8,799	48.9	98.5	98.4%
滞納分	219	1,351	86	39.3	6.4	8.2%
温泉配湯使用料						
現年分	14,270	8,215	7,178	50.3	87.4	87.6%
下水道使用料						
現年分	119,023	62,574	59,634	50.1	95.3	97.7%
滞納分	1,404	8,491	447	31.8	5.3	7.3%
下水道負担金						
現年分	286	608	552	193.0	90.8	100.0%
滞納分	0	3,514	0	0.0	0.0	0.0%
集落排水使用料						
現年分	19,506	9,667	9,501	48.7	98.3	98.9%
滞納分	106	533	65	61.3	12.2	18.2%
上水道使用料						
給水使用料	97,799	50,476	46,852	47.9	92.8	94.2%

ア. 滞納分調定額について、前年度より増加となっている。税外収入金（上水道使用料除く）の滞納分について、全体の収入未済額（(B)-(C)）は13,989千円（前年度11,596千円）で、収入率は5.1%となっている。

下水道負担金滞納分について、全額収入未済額であり解消に向け適切な処理が望まれる。

（7） 令和4年9月末公金残高金額について

ア. 令和4年9月末の公金の残高金額について、令和4年10月例月出納検査の「現金管理の状況」（指定金融機関発行分）と、定期監査資料の一般会計及び特別会計それぞれの歳入から歳出を差引いた千円単位の合計金額は一致していることを確認した。また企業会計の水道事業並びに国民宿舎事業の指定金融機関発行の残高証明書の金額と各業務状況報告書の現金預金は一致していることを確認した。

（8） 主要課題とその取り組み状況について

ア. 主な事業など（事業名等の後が進捗率）

総務課：庁舎環境整備 100%、男女共同参画推進事業 50%。

危機管理局：防犯灯設置事業補助金 50%、空き家等撤去費助成事業 80%、コミュニティー助成事業（消防備品購入費）100%、防災基盤整備事業（防火水槽、改修、三朝ポンプ車更新）50%。

財政課：地方公会計業務 50%、国民宿舎への出資金 30%、e-misasa エリアネットワーク管理費 60%。

町民課：固定資産評価業務 50%、税務事務電算処理委託費 50%、社会保障・税番号制度関係事業費 50%、鳥取中部ふるさと広域連合負担金（火葬場費、塵芥処理費、し尿処理費）50%、三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業 50%、障がい児保育事業 50%、児童手当 33%。

健康福祉課：予防接種費 50%、妊産婦・乳幼児健康診査費 50%、三朝町ネウボラ事業 50%、がん早期発見推進事業 40%、心豊かな食育事業 50%、健康診査費 50%、心身障害者等通院交通費助成金 50%、障害者等グループホーム事業 50%、日中一時支援事業 50%、放課後等デイサービス事業 50%、長寿者訪問事業 90%、外出支援サービス事業委託費 50%、高齢者交通費助成事業（タクシー、バス定期券助成）50%、特別医療対策費（県、町単独）50%。

建設水道課：地域共同施設維持管理費支援事業（3集落）26%、町道整備事業 38%、橋梁補修維持一般経費 16%、道路メンテナンス事業（橋梁補修）0%、農業農村整備事業費 7%、住宅改修事業（徳本団地）0%、補助災害復旧事業（農地、農業用施設、林道）0%。

農林課：多面的機能支払交付金事業 50%、新規就農者総合支援事業 50%、中山間地域等直接支払交付金事業 50%、鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）50%、コロナ禍における米価下落影響緩和対策事業 80%、ナラ枯れ被害対策費 20%、原木材造成支援事業 50%、未来につなぐ森づくり事業 50%。

農業委員会：農地中間管理集積支援事業 50%。

企画課：情報通信基盤設備改修事業（旧設備撤去工事）50%、集落公民館建設等補助金 50%、バス運行対策費補助金 0%、町有償運送運行事業 50%、地域おこし協力隊事業 50%、みささする実践交付金 50%。

文化ホール：MOC運営補助金 50%。

観光交流課：移住定住促進事業 50%、ふるさと応援寄付金特別経費 30%、三朝町創業支援補助金 50%、キュリー祭開催補助金（式典）100%、三朝温泉誘客キャンペーン事業 50%、三朝町ふるさと応援基金積立金（寄附金 16,149 千円）50%。

教育総務課：学校運営支援員配置事業 50%、三朝町教育 ICT 学びの充実推進事業 60%、高校生等遠距離通学費補助金 5%、特別支援教育費 50%、小学校施設整備事業 10%、小学校遠距離通学費補助金 33%、中学校運動部活動外部指導員派遣事業 50%、外国語指導助手活動費 50%。

社会教育課：人権教育講座（5 講座）22%、人権教育推進員設置事業 0%、三朝町スポーツ少年団補助金 50%、県指定文化財保存・保護事業補助金 50%、単独災害復旧事業（名称小鹿溪）30%。

図書館：図書等整備事業 50%、図書館施設及び移動図書館車の維持管理費 50%。

簡易水道事業：公営企業会計移行事業 12.6%、水道管移転補償工事 0%、簡易水道改良事業 0%。

下水道事業：公共下水道管理費（修繕）44.4%、ストックマネジメント事業 0%

集落排水処理事業：農業集落排水処理施設修繕費 42.3%

水道事業会計：修繕費（原水・配水）36%。

国民宿舎事業：事業費用（指定管理料、減価償却費）60%。

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響があった事業等について

キュリー祭（集客イベント）、国内交流都市観光客誘致対策事業（多賀ふるさと市、大洗あんこう祭）、中学生手作り訪仏事業、台中市石岡区との中学生相互交流事業など各事業が中止されている。

(9) 契約の状況について

ア. 定期監査の契約調査表について、一般会計（明許繰越、災害復旧工事、変更契約等除く）では365件の提出があり、昨年度と比較すると約21件増えている。競争入札件数と随意契約件数の割合は競争入札28.2%、随意契約等71.8%となっている。

イ. 一般会計の工事、業務、備品購入等の競争入札に伴う予定価格と落札金額の差はおよそ54,059千円となっている。契約の主なものとして三朝町立三朝小学校新築工事（教室棟、管理棟、昇降口棟、プール棟、電気設備、衛生設備、空気設備）2,531,320千円、三朝町住民ネットワーク光化事業（旧設備撤去工事）112,200千円、三徳地区多目的研修施設改修工事50,050千円などとなっている。

ウ. 随意契約は地方自治法施行令167条の2及び三朝町会計規則等に規定されており、逸脱しないよう留意されたい。

(10) まとめ

一般会計の総額は、小学校施設整備事業で本格的に工事が開始されたことにより、予算額は前年度より大きく増額している。また、令和3年7月の豪雨災害による災害復旧費は前年度から繰越されており、多くの工事等が今年度行われている。

事業の進捗については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、今年も各種事業の中止が散見されるが、事業は概ね順調に執行されている。

定期監査を行った中での気付きを少しあげたので、今後の参考としていただきたい。

ア. 随意契約について見たところ、261件中245件（93.9%）が予定価格と同額の落札額（264,430千円）となっている。随意契約は、毎年継続で契約するもの、緊急を要するもの、特定の相手としか契約出来ないなど競争契約に付することが出来ないもの、また施行令、町規則等に示す範囲内の額について認められているが、額の多寡にかかわらず、安易に1社見積額を以て予定価格（契約額）とすることなく、可能な限り相見積もりを徴するなど一層の経費削減に努めていただきたい。

イ. 国民宿舎ブランナールみささは、指定管理期間が令和5年3月末までの1年間である。指定管理者と十分な協議、調整を行い、令和5年度以降の方向性を示す必要がある。令和4年度も残り少なくなっているため早急な対応を求めたい。

ウ、令和3年10月より開始した有償運送運行事業（みささサンサンバス）においては、利用者からの意見を細かく検証し、より利用者が利用しやすい利便性の高い事業となるよう改善に努められたい。

エ、役場窓口でのキャッシュレス決済の導入が予定され、町民への更なる利便性の向上が期待される一方で、各課での取組の対応にバラツキがみられる。導入開始後に混乱が生じないよう調整をされたい。

オ、三朝町立三朝小学校の新築工事は、今年度から始まり、これから複数年に及ぶ大規模な事業となる。本町の子ども達の学びの場である校舎の工事であるため、丁寧かつ的確な施工が求められる。現場と常に調整を行いながら適正な事業の実施を図っていただきたい。